

# 令和3年度事業計画

共同生活援助事業所 きずなホームズ

## 1. 目的

障害者総合支援法に基づき、共同生活援助事業のサービスを提供し、その自立と社会経済活動への参加及び地域移行を促進する観点から、利用される方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って個別支援計画を作成し必要な支援及びサービスの提供を適切に行う。

## 2. 事業所の重点目標

- ① 個別支援計画の作成及び支援の提供  
利用者の方の障がい程度や心身の状況、及びご本人やご家族のニーズに沿って、個別支援プログラムを作成し、より質の高い支援とサービスの提供を行う。
- ② 生活の質の向上  
生活の質の向上を図る為、より快適で衛生的な生活環境に繋がるよう個々に応じた生活支援を実施していく。
- ③ 就労定着支援  
就労者の就労（職場）定着が図れるように、就労先及びGH、ご家族と連携を強化し生活上の支援ニーズの把握に努め支援スキルを高めていく。
- ④ 苦情処理解決  
福祉サービス第三者評価システム・苦情処理解決システムの導入を行うことにより、当該施設の具体的な現状及び課題を把握し、利用者本位の良質なサービス提供が出来るよう、サービスの質の向上に努める。
- ⑤ 情報公開の充実  
ホームページや広報誌の質の向上に努めると共に、積極的に情報公開を行い透明性を高めていく事で第三者から信用を得る組織運営に努める。また、第三者評価受審に向けた準備に取り掛かる。
- ⑥ 地域貢献及びボランティア活動の充実  
地域との交流を深められるよう、地元行事への参加、ボランティア活動を積極的に行っていく。
- ⑦ 利用者に対する虐待防止対策  
障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し従業者の資質向上を図ると共に、利用者の方の権利利益の擁護を図る。
- ⑧ 他の機関との連携  
行政、学校、家庭、地域、他の福祉関係事務所などの関係各機関との連携を図り、サービス提供の幅を広げていく。
- ⑨ 防災、防犯対策  
防災・防犯マニュアルを整備すると共に必要に応じて改定を行い、従業者教育として各種訓練を実施することで防災、防犯に対する意識を高め、安全管理体制の強化に努める。
- ⑩ 感染症対策  
利用者の方が健康且つ安心して生活を営む事、日中活動の参加、就労先に働きに行く事ができるように、感染症マニュアルに沿って日頃から感染症対策に取り組んでいく。
- ⑪ 新規共同生活援助事業所の開設  
新規共同生活援助事業所の開設に向けて、滞りなく遂行する事が出来るように準備及び計画性を持って取り組んでいく。

## 3. 支援内容

- 利用者の方が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、心身の状況に応じて共同生活住居において、入浴・食事、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連携その他の必

要な日常生活上の支援を行う。また、土日においては、様々な余暇活動を提供する。

○食事の提供

利用者の方の心身の状況や嗜好を考慮し、栄養所要量に基づいた食事を提供する。また生活に豊かさと活力が得られ、健康増進に努める。

○健康管理

利用者の方の健康状態を把握し、嘱託医または協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。

○余暇活動

利用者の方の自治会活動（勇気の会）をサポートし、幅広い情報を提供し、自己選択・自己決定をして活動できるよう、自発的に発言しやすい環境作りを進める。また、生き甲斐のある豊かな生活を送れるよう社会体験活動等を提供する。

#### 4. 従事者の努力目標

- ① 法令等の情報を収集し、利用者の方・ご家族の方に提供していく。
- ② 虐待防止法、差別解消法施行に伴い倫理綱領・従業者行動基準を遵守するとともに自己への振り返りに努める。
- ③ キャリアパスプログラムに基づいて、専門職として資質の向上と、協調の精神と和（チームワーク）を大切にする。
- ④ ご家族及び地域との信頼ある関わりを深める。
- ⑤ 従事者間の連携を密にし、実施する諸事業の充実を図る等、在宅福祉向上に努める。
- ⑥ 法人他事業所相互の交換研修を実施し、障がい者への理解を深め支援技術の向上を図る。
- ⑦ 利用者の方のプライバシーを尊重し、個人情報漏洩防止や虐待防止に努める。